

1) 自己負担限度額

被保険者、被扶養者ともに1人1か月の自己負担限度額は所得に応じて、次の計算式により算出されます。

70歳未満の方

低所得者（生活保護の被保護者や市町村民税非課税世帯などの方）	・・・35,400円
上位所得者（収入が月53万円以上の被保険者及びその被扶養者）	・・・150,000円＋（医療費総額－500,000円）×1%
一般（上記2つに該当しない方）	・・・80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%

70歳以上の高齢受給者

低所得者Ⅱ（市町村民税非課税世帯などの方）	・・・24,600円
低所得者Ⅰ（市町村民税非課税世帯などの方で収入が年80万円以下等）	・・・15,000円
現役並み所得者（*1）	・・・80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1%
一般（上記3つに該当しない方）	・・・44,400円

【注：医療費総額とは、支払った金額だけではなく保険で支払われている金額も含まれます。】

2) 多数該当世帯の負担軽減

高額医療費に該当となる療養を受けた月以前の12か月間における高額医療費の該当回数が4か月以上となる場合、自己負担限度額は次のようになります。

70歳未満の方

低所得者（生活保護の被保護者や市町村民税非課税世帯などの人）	・・・24,600円
上位所得者（標準報酬月額が53万円以上の被保険者及びその被扶養者）	・・・83,400円
一般（上記2つに該当しない人）	・・・44,400円

70歳以上の高齢受給者

現役並み所得者	・・・44,400円
それ以外の方	・・・通常と変わりなし

この他にも返還対象となる場合もあります。詳しくは市役所などで確認して下さい。

【手続きは、一月単位で病院などの領収書・印鑑・保険証・預金通帳を添えて社会保険であれば社会保険事務所、国民健康保険なら役所・役場または国保組合へ申請します。】